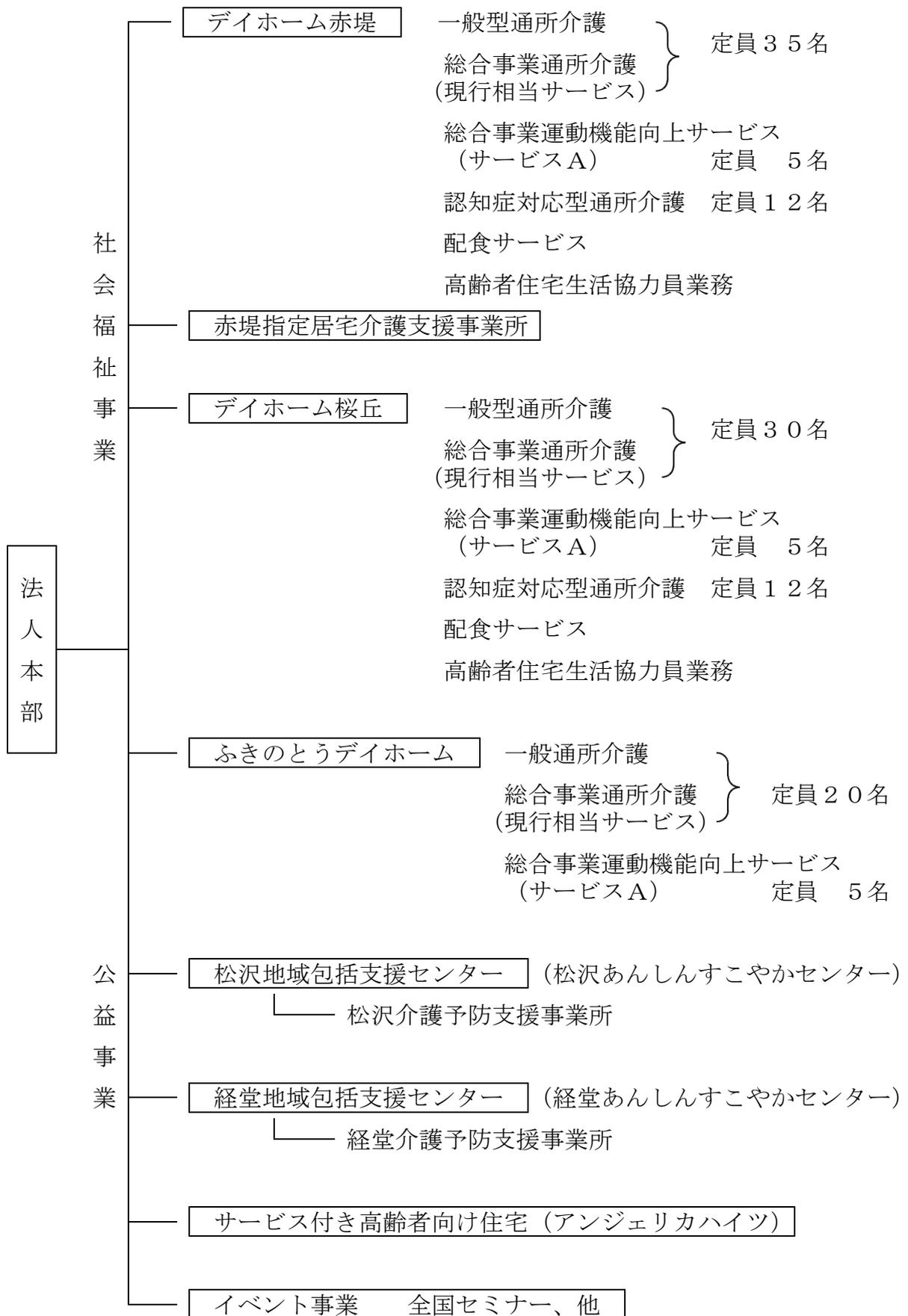


平成 2 8 年 度

事 業 計 画 書

社 会 福 祉 法 人
ふきのとうの会

平成28年度 社会福祉法人ふきのとうの会 事業体系



平成28年度 法人本部 事業計画書

基本方針

介護保険制度の改正に伴い、世田谷区では要支援1・2の方の訪問介護及び通所介護が新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に本年度から移行することになり、既存並みサービスの他にNPO等の地域活動団体が担うことを前提に地域デイサービス等を実施する計画となっている。本会としては、老人給食協力会ふきのとうとが取り組んできた会食会や、地域との連携を密にして、新しい総合事業として地域の介護予防に資するであろう通いの場づくりを進めたい。また、世田谷区では一昨年からあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の相談機能の拡充を掲げて、高齢者だけでなく、障がいのある方や子育て中の方などからの相談を受け付けるモデル事業を開始しており、本年度からは全区一斉に実施する予定となっている。

本年度は、社会福祉法人の制度改正（社会福祉法等の一部を改正する法律案）が行われる予定で、情報開示、評議員会・理事会の見直し、社会貢献活動の実施などにより、定款の変更や評議員や役員の選任手続きなどの対応が求められるので、状況に応じて運営体制の整備を進めたい。また、本年度は法人設立20周年の一区切りとなるので、これを機にボランティアやスタッフ、また地域との連携を深めながら以下の事業を執り行う。

事業内容

1. 介護保険事業

- (1) デイホーム赤堤 （通所介護・総合事業通所介護・認知症対応型通所介護）
- (2) 赤堤居宅介護支援事業所（居宅介護支援）
- (3) デイホーム桜丘 （通所介護・総合事業通所介護・認知症対応型通所介護）
- (4) ふきのとうデイホーム （通所介護・総合事業通所介護）

2. 世田谷区委託事業

- (1) 配食サービス事業 デイホーム赤堤、デイホーム桜丘
- (2) 世田谷区松沢地域包括支援センターの運営受託
- (3) 世田谷区経堂地域包括支援センターの運営受託
- (4) 高齢者住宅生活協力員業務

（世田谷区営赤堤1丁目アパート、世田谷区立桜丘借上げ集合住宅）

3. 公益事業

(1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究及び指導
全国食事サービス活動セミナー、他

(2) アンジェリカハイツ（サービス付き高齢者向け住宅）の運営

4. 評議員会、理事会の開催と民主的運営の実施。

- ・ 定例評議員会、理事会 3回実施予定。
- ・ 状況の変化に対応し、臨時の評議員会、理事会を開催する。

5. 法人設立の主旨とその事業について、広く住民の理解と援助が得られるよう、「老人給食協力会ふきのとう」との連携協力体制をさらに強めながら、次の事業を実施する。

- ・ 老人給食協力会ふきのとうが取り組む、地域福祉活動に対する支援
（毎日型食事サービス・ホームヘルプサービス・支部活動他）
- ・ デイホーム事業をはじめとした当法人の事業を応援し、支えていくボランティアの募集及び組織化（介護、調理、配食、プログラム）
- ・ 在宅福祉の広報、そしてボランティアや地域交流を推進するために、法人設立20周年の記念行事他を開催
- ・ 人材の育成（学習、研修、交流機会の提供）
- ・ アンジェリカハイツの地域交流室を活用した、コミュニティカフェの運営支援
- ・ 全国老人給食協力会との連携を深める（事務局支援並びに事業支援）
- ・ 世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会への参加を検討

平成28年度 公益事業 事業計画書

基本方針

介護保険制度の改正が27年度に施行され、新しい総合事業への移行後は、特に住民参加・主体型サービスのB類型の創出が課題となる。当会が事務局支援をしている全国老人給食協力が把握したアンケート調査（平成27年度老健事業）からは、総合事業の課題として「所管する部署の人員体制」「全体像の企画・設計」に次いで、「訪問型B・通所型Bを実施する事業者・団体の把握・選定」が上位を占めた。また生活体制整備事業の課題についても、「全体的な進め方」に次いで「生活支援サービスを担う中心的な人材育成」

「NPOなど、生活支援の担い手の育成」が挙げられ、多くの自治体が生活支援の担い手の育成に苦慮している現状が見受けられる。当会の母体である、老人給食協会ふきのとうは、高齢者や子育て世代が家庭の中で悩みや課題を抱え込まないように、地域全体で支え合うようにと会食会から活動が発足している。設立時の思いである、一人きりではなくみんなでご飯を食べようとの呼びかけは未だに必要とされるであろう。地域の中で食べることを中心とした多世代の助け合い活動をひろめるためにセミナーや学習会を開催し、今後の生活支援の充実に資するように各地の住民参加型の在宅福祉サービス活動団体と連携しながら地域への普及に努める。また、市民参加による生活支援サービスがひろがるように、必要に応じて各自治体が取り組む介護予防・日常生活支援総合事業、生活体制整備事業他の推進に協力する。

サービス付き高齢者向け住宅「アンジェリカハイツ」は、高齢者の住まいと在宅福祉機能が付加された都市型のモデルとして運営しており、現在満室だが入居希望の問い合わせが後を絶たない。今後の課題としては、高齢者の住まいに対する支援の拡充を検討する。

事業内容

1. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究及び指導等

(1) 「全国食事サービス活動セミナー」の開催

- ・日 時 平成28年7月※予
- ・会 場 ジョソソエント`ジョソソ3階会議（東京都千代田区西神田）※予
- ・テーマ 住民参加型在宅福祉サービス活動の社会広報と活動の普及と質の向上
- ・対 象 住民参加型在宅福祉サービス活動従事者、病院・福祉施設関係者、
シルバービジネス関係者、行政・社協等、120名程度
- ・主催団体 一社) 全国老人給食協会、老人給食協会ふきのとう
共催団体 東京食事サービス連絡会、社会福祉法人ふきのとうの会
協 賛 ジョソソエント`ジョソソ社会貢献委員会※予

2. 社会福祉を目的とする事業の広報及び出版

上記の事業等を当法人の目指す「地域住民自らが担う地域福祉」を積極的に広報する機会と捉え、その観点から取り組む。

3. 福祉器具の研究開発及び紹介

昨年度と同様に、必要とされる方への的確な福祉器具に関する情報の提供を続けていく。

4. サービス付き高齢者向け住宅の設置並びに運営

基本方針

高齢者単身、高齢者夫婦世帯を対象としたバリアフリー構造の専用賃貸住宅を開設する。高齢者が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかるために、日中は職員が常駐し(*)、夜間や休日は警備会社に委託して通報機による遠隔操作の見守りサービスを行うことで、生活支援サービスを提供する。

(*)年末年始・5月の連休・8月のお盆を除く

●賃貸借の目的物

建物名称：アンジェリカハイツ

所在地：東京都世田谷区上用賀6丁目19番21号

建て方：2階建の2階部分 鉄筋RC造 平成24年築

住戸部分：間取り 1k (30.00㎡) 5戸

設備等：居室は加齢対応構造

1. 電気・都市ガス・上下水道完備
2. 居室内設備（専用トイレ・浴室・シャワー・収納設備・給湯設備・電磁調理器・冷暖房完備・非常通報装置）

●入居対象者

①単身高齢者世帯

②高齢者＋同居者（配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者）（「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）

●契約

建物賃貸借契約は2年契約。但し、双方同意の元に契約を更新することが出来る。

また生活支援サービスの契約期間も2年。

入居には建物賃貸借契約と、生活支援サービス契約の双方の契約が必要。

※賃貸借契約には身元引受人、連帯保証人が必要。

●生活支援サービスについて

① 緊急対応

各住居の緊急ボタンをインターホン設備に接続、管理室表示と共に各種警報を委託先の警備会社（総合警備保障株式会社）に24時間自動送信（通報機による遠隔監視）する。

②安否確認

- ・朝10時までに住居の方は玄関扉に安否確認用のマグネットを取り付け、当会スタッフが10時過ぎに確認のため訪問する。マグネットが玄関扉にあれば安否確認の終了。マグネットを確認後に各戸のポストに戻る。
- ・希望者には住戸を訪問し、対面にて安否確認をする。

③入居者への支援

9時～17時まで当会スタッフ1名が常駐し相談に応じる。夜間及年末年始等休業日は通報機による遠隔操作にて警備会社（総合警備保障株式会社*予）が対応する。

●費用について

- ・家賃8万、敷金16万（家賃2ヶ月分）
- ・生活支援サービス費3.5万、共益費1万 月額合計12.5万円（敷金含まず）

平成28年度 デイホーム赤堤 事業計画書

基本方針

本年度は世田谷区に於いて、介護予防・日常生活支援総合事業が始まる。これにより、介護予防通所介護は、①総合事業通所介護（現行相当サービス）、②総合事業運動機能向上サービス（サービスA）、住民主体型サービスとして③地域デイサービス事業（サービスB）、④介護予防筋力アップ事業（通所型サービスC）とに分かれることになり、要支援者向けのサービスは多様化することになった。本年度は、こうした制度改正に伴う通所介護事業の運営体制の変化に対応できるように運営体制を随時見直す。昨年に引き続き、居宅介護支援事業を活用して地域とのネットワークや事業の効率化を進めたい。また、世田谷区の配食サービスのエリアが拡大したので、ボランティアの確保やサービス提供体制の充実を図る。

事業を開始して20年目となるので、施設が保有する人的資源や活動のノウハウなどの蓄積されてきたスペックを地域に還元することで、地域の福祉活動が活性化されるものと考ええる。地域福祉を推進する在宅支援の拠点としてさらに貢献できるように、各種の事業の充実強化を図る。

事業内容

1. 通所介護事業（介護保険事業）

(1) 利用定員	一般通所介護（含む総合事業通所介護）	1日35名
	総合事業運動機能向上サービス	1日5名
	認知症対応型通所介護（予防含む）	1日12名

(2) 事業実施日 月～土（日、年末年始他を除く）

(3) 利用料 介護報酬の1割（2割）自己負担分+昼食代750円

(4) 重点項目

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や他の介護保険サービス提供事業者、地域の医療機関、介護保険以外のサービス提供団体等との連携を密にするよう努める。
- ② プログラム会議を毎月実施することで、利用者個々の興味関心に応じた複数のアクティビティー・プログラムを常に用意する。
- ③ ケアボランティアと職員の連携を密にし、これまで通り全ての利用者への個別対応を保証し、きめの細かい介護を目指す。また、利用者個々の特性や希望に応じたプログラムを実施する。

- ④ 季節感を味わい、利用者が家族や地域住民と一緒に楽しめるような行事的プログラムを工夫する。
- ⑤ 法人独自に開発した健康体操を活用した、利用者個々のニーズに合わせた機能訓練を実施する。
- ⑥ 送迎はドア・ツー・ドア方式とする。送迎時に、きめ細かい対応を行うことで、アクセスを保証する。
リフト付き小型バス 3 台（2 台を東京福祉バスへ運行管理委託、添乗は施設職員、1 台は法人所有、施設職員運転）
普通乗用車 1 台（施設職員運転）
軽乗用車 1 台（施設職員運転）
- ⑦ 調理ボランティアによる食事の提供は従来通りであるが、食事の作り手と利用者との直接の交流の中で利用者の声を聞き、サービスの質を高めるよう努める。
- ⑧ 利用者・家族との情報交換を密に行っていく。日常生活全般に関する相談には積極的に対応し、居住環境の整備、福祉用具の選定、具体的介護方法の指導等を目的とした家庭訪問を必要に応じて実施する。
- ⑨ アセスメントの情報、居宅サービス計画、通所介護計画等の利用者の生活状況や支援の方針に関する情報とあわせて、サービス利用状況や目標の達成状況についても記録し、利用者個々のケースファイルを作成する。
- ⑩ 利用者、家族の生活状況を常に把握するように努め、時期を逃すことなく対応できるよう、介護支援専門員、地域包括支援センターとの連携を密にする。

2. 居宅介護支援

サービス指針

居宅サービス計画作成に際しては、世田谷区保健福祉課、地域包括支援センター、及び他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等との密接な連携のもと、利用者の選択に基づき、適切なサービスが提供されるよう配慮する。

事業内容

要介護認定を受けた方から依頼を受け、居宅サービス計画の作成を行う。又状況に応じて、介護予防支援計画を作成する。

実施予定件数：60件

事業実施地域

通常の事業実施地域は、世田谷区内とする。

平成28年度 活動計画 デイホーム赤堤

実施月	行事等	活動の一例 (他の趣味活動実施)
4月	花見(車中より)	バス車中より桜見を楽しむ
5月	端午の節句 防災訓練	おやつに柏餅を食する。 避難・初期消火についての話や訓練を行う
6月	運動会、 ぼたん、藤の花見物	施設内で体力測定、個人、団体戦競技を行う。近 隣の社寺などを散策・七夕にむけ飾り作り
7月	七夕まつり	七夕飾りつけ・納涼会にむけ準備品及び飾り作り
8月	納涼会	盆踊り・ゲーム等お祭り気分を味わう ・世田谷文化祭出展にむけ作品作り
9月	敬老お祝い会	敬老のお祝いを兼ね、ショーやゲームを楽しむ。 また、近隣の小学校や保育園との交流をはかる
10月	防災訓練	避難・初期消火についての話や訓練を行う
11月	文化祭(施設内)	施設内に作品を展示 ・クリスマス会にむけ準備品及び飾り作り
12月	クリスマス会	ビンゴゲームやショーを楽しむ
1月	初釜 新春演芸大会 正月遊び	抹茶席を設け正月遊び・書き初めを楽しむ ゲームやショーを見て新春を楽しむ
2月	節分	豆まきを行い1年の厄払いと招福を祈願する
3月	ひなまつり会	ひな祭りに関するゲームをする。おやつに季節の お菓子を食する

※他の趣味活動：紙粘土・陶芸・書道・編み物・貼り絵・カレンダー作り・カラオケ・ゲーム・団欒・スケッチ・囲碁・マージャン・はがき絵・色塗り・歌等・将棋・折り紙・フラワーアレンジメント・刺し子

※ 毎月：音楽療法・誕生会(各コース1回)・歌の会(月2回)・映画鑑賞

※ 地域交流：恵泉女学園・マダレナカノッサ幼稚園

小学校(赤堤小学校、経堂小学校他)・近隣中学校のボランティア活動の受け入れ)

※ 外出活動：リンゴ狩りやミカン狩り・世田谷文学館見学・世田谷美術館等・ピクニック・外食

※ 機能訓練：ふきのとう健康体操

平成28年度 デイホーム桜丘 事業計画書

基本方針

本年度は、世田谷区の介護予防・日常生活支援総合事業が始まるので、これら対応した運営が求められる。総合事業通所介護の詳細や運営体制においては、不明瞭な要素が多々あるので随時運営体制を見直すことになる。また、昨年度に引き続き要支援者向けの多様な通所に対する運営支援として、桜丘区民センターにて行われてきた会食会に対する支援を継続すると共に、施設のスペックを活用したノウハウや食事の提供など、住民主体の地域活動に貢献できるような体制の整備を進めたい。

本年度は改正介護保険に対応できるように、サービスの内容をさらに見直し、地域から信頼を得られるような安定した施設づくりを目指す。また、スタッフの育成やプログラムの内容、及び送迎体制などを随時見直すことで、もって地域に幅広く貢献できる地域の福祉拠点としての運営努力を積み重ねたい。

事業内容

1. 通所介護事業（介護保険事業）

(1) 利用定員	一般通所介護（含む総合事業通所介護）	1日30名
	総合事業運動機能向上サービス	1日5名
	認知症対応型通所介護（予防含む）	1日12名

(2) 事業実施日 月～土（日、祝、年末年始を除く）

(3) 利用料 介護報酬の1割（2割）自己負担分＋昼食代750円

(4) 重点項目

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や他の介護保険サービス提供事業者、地域の医療機関、介護保険以外のサービス提供団体等との連携を密にするよう努める。
- ② プログラム会議を毎月実施することで、利用者個々の興味関心に応じた複数のアクティビティー・プログラムを常に用意する。
- ③ ケアボランティアと職員の連携を密にし、これまで通り全ての利用者への個別対応を保証し、きめの細かい介護を目指す。また、利用者個々の特性や希望に応じたプログラムを実施する。

- ④ 季節感を味わい、利用者が家族や地域住民と一緒に楽しめるような行事的プログラムを工夫する。
- ⑤ 法人独自に開発した健康体操を活用した、利用者個々のニーズに合わせた機能訓練を実施する。
- ⑥ 送迎はドア・ツー・ドア方式とする。送迎時に、きめの細かい対応を行うことで、アクセスを保証する。
リフト付き小型バス2台（東京福祉バスへ運行管理委託、添乗は施設職員）
法人所有 乗用車1台（施設職員運転）。
- ⑦ 調理ボランティアによる食事の提供は従来通りであるが、食事のづくり手と利用者との直接の交流の中で利用者の声を聞き、サービスの質を高めるよう努める。
- ⑧ 利用者・家族との情報交換を密に行っていく。日常生活全般に関する相談には積極的に対応し、居住環境の整備、福祉用具の選定、具体的介護方法の指導等を目的とした家庭訪問を必要に応じて実施する。
- ⑨ アセスメントの情報、居宅サービス計画、通所介護計画等の利用者の生活状況や支援の方針に関する情報とあわせて、サービス利用状況や目標の達成状況についても記録し、利用者個々のケースファイルを作成する。
- ⑩ 利用者、家族の生活状況を常に把握するように努め、時期を逃すことなく対応できるように、介護支援専門員、地域包括支援センターとの連携を密にする。

2. 配食サービス（世田谷区委託）

- (1) 実施食数 上限1日60食
- (2) 事業実施日 月～土（日、祝、年末年始を除く）
- (3) 利用料 1食500円
- (4) 重点項目

① 地域住民の参加

住民参加による食事サービス活動の実績をもとに、これからも幅広く地域住民に参加・協力していただき、調理員、配達ボランティア、そして在宅高齢者に身近なコーディネーターとして、地域の人的資源を生かしていく。

② 利用者ニーズの把握

デイサービス事業と連携して情報の共有化をはかり、利用者の細かいニーズにも応えていく。利用者の声（要望）をサービスに反映させ、バランスのとれた、ボランティアによる「家庭の味」を大切にする。

③ サポートネットワークの構築

在宅高齢者の安否確認は当事業の主要目的の一つである。また、他サービスへの

入り口となる使命も担う。住民にとって身近な地域の中で見守りネットワークを構築するために、食事サービスコーディネーターを配置し、ボランティア、利用者、関係諸機関に対する情報提供等、地域に対するきめ細やかなコーディネート機能を食事サービス活動に併せ持つことで、地域福祉力を高める役割を担う。

3. 高齢者住宅生活協力員業務（世田谷区委託）

履行場所：世田谷区桜丘2丁目15番18号 世田谷区立桜丘高齢者借上げ集合住宅
15戸（15名）（通称：ハイツカワニシ）

- (1) 入居者及び住宅への日常的な対応（日・祝・年末年始を除く）
安否確認、入院等の入居者情報の把握、日常生活の簡易な生活指導、建物点検、等
- (2) 緊急時の対応
- (3) 入居者への訪問相談等（入居者懇談会の開催を含む）
- (4) 区及び福祉関連機関との連携及び実績報告書提出

平成28年度 デイホームふきのとう 事業計画書

基本方針

昨年度末から、3時間以上5時間未満の短い時間帯のコースを開始し、また機能訓練プログラムでも歩行訓練や脚力向上を目的とした機器を導入したことで、あらためて運動機能向上など機能訓練に資する運営体制を進める。また、収支状況の健全化を目指した運営体制を進めるためにも他の事業所との違いを明確に打ち出し、機能向上と食の効用、さらには地域とのふれあいなどにて施設の差別化を図る。介護予防・日常生活支援総合事業が本年度に導入され、総合事業通所介護も多様化する。制度改正の趣旨である、地域で支え合う地域包括ケアを推進するためにも自治会をはじめ、地域の包括支援センターや近隣の教育機関との連携を更に進めていく。

具体的には、地域住民の見学やボランティア希望者などを積極的に受け入れたり、法人本部と連携してイベントを開催したりして、地域福祉社会の醸成に向けて寄与したい。

事業内容

1. 通所介護事業（介護保険事業）

(1) 利用定員 一般通所介護（含む総合事業通所介護）1日20（25）名

※曜日によっては25名定員へ変更する

(2) 事業実施日 月～土（日、指定された祝日、年末年始を除く）

(3) 利用料 介護報酬の1割（2割）自己負担分+昼食代750円

(4) 重点項目

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や他の介護保険サービス提供事業者、地域の医療機関、介護保険以外のサービス提供団体等との連携を密にするよう努める。
- ② プログラム会議を毎月実施することで、利用者個々の興味関心に応じた複数のアクティビティ・プログラムを常に用意する。
- ③ ケアボランティアと職員の連携を密にし、これまで通り全ての利用者への個別対応を保証し、きめの細かい介護を目指す。また、利用者個々の特性や希望に応じたプログラムを実施する。

- ④ 季節感を味わい、利用者が家族や地域住民と一緒に楽しめるような行事的プログラムを工夫する。
- ⑤ 法人独自に開発した健康体操を活用した、利用者個々のニーズに合わせた機能訓練活動を実施する。
- ⑥ 送迎はドア・ツー・ドア方式とする。送迎時に、きめの細かい対応を行うことで、アクセスを保証する。

リフト付き小型バス1台（東京福祉バスへ運行管理委託、添乗は施設職員）
法人所有 乗用車1台（施設職員運転）。

- ① 昼食は既に厨房がある拠点から食事の提供を受ける。また、他拠点が休日である祝祭日の場合は、外食等の活動イベントを行う。
- ⑧ 利用者・家族との情報交換を密に行っていく。日常生活全般に関する相談には積極的に対応し、居住環境の整備、福祉用具の選定、具体的介護方法の指導等を目的とした家庭訪問を必要に応じて実施する。
- ⑨ アセスメントの情報、居宅サービス計画、通所介護計画等の利用者の生活状況や支援の方針に関する情報とあわせて、サービス利用状況や目標の達成状況についても記録し、利用者個々のケースファイルを作成する。
- ⑩ 利用者、家族の生活状況を常に把握するように努め、時期を逃すことなく対応できるよう、介護支援専門員、地域包括支援センターとの連携を密にする。

平成28年度 地域包括支援センター 事業計画書

窓口開設時間	月～土（日祝年末年始は除く）午前8時30分～午後5時 窓口開設時間以外は携帯電話へ転送することで、24時間365日連絡や相談に応じられる体制とする。		
担当地域	松沢地域包括支援センター	赤堤、桜上水 経堂地域包括支援センター	桜丘、経堂、宮坂
職員配置	松沢	主任ケアマネ1名 保健師1名 社会福祉士5名（うち1名非常勤） 計7名	
	経堂	主任ケアマネ1名 看護師1名 社会福祉士4名（うち1名非常勤） ケアマネージャー1名 計7名	

I. 地域包括支援センター事業（世田谷区委託事業）

1. 介護予防ケアマネジメント業務

要支援認定者及び基本チェックリスト該当者（以下「事業対象者」という）に対し、高齢者が自立した日常生活を送れるように支援を行うため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

(1) 総合事業のケアマネジメント事業

①要支援認定者及び事業対象者に対するケアマネジメントの実施

ア. 要支援認定者及び事業対象者に対して、基本チェックリストの結果等から情報を把握し、面接を行う。なお、面接の際、相談受付票及び二次アセスメントシートを活用し、支援ニーズを特定したうえで課題を分析し、適切に利用すべきサービスを紹介し、本人及び家族が選択できるよう支援する。

イ. 要支援認定者で総合事業のみ利用する場合や、事業対象者に対し、アの分析結果や本人や家族の意向により利用すべきサービスを選択し、目標や具体策を決定しケアプランを作成する。

ウ. 利用するサービスにより、ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）、ケアマネジメントB（簡略化したケアマネジメント）、ケアマネジメントC（初回

のみのケアマネジメント)の3類型に実施方法が異なるため、各々の様式を利用し、ケアプランを作成し、本人の同意を得る。

エ. サービスを利用する前に、総合事業実施事業者へ連絡し、情報の共有を図る。また総合事業実施事業者から事業参加後の評価の報告を受け、事業の実施による効果や目標達成状況の評価を行い、今後の援助方針を決定する。

オ. ケアマネジメントの実施について、指定介護保険事業者によるサービスを利用する場合(ケアマネジメントA)は毎月(初回加算あり)、委託事業者によるサービスのうち、支えあいサービス、専門職による訪問指導事業及び介護予防筋力アップ教室を利用する場合(ケアマネジメントB)は3か月に1回(初回加算あり)、地域デイサービス事業及び口腔機能向上プログラムを利用する場合(ケアマネジメントC)は初回のみ(初回加算なし)を1件として計上する。

② 予防給付と併用する要支援者に対するケアマネジメントの実施

要支援者に対するケアマネジメントについて介護保険の予防給付のみ、又は、予防給付と総合事業を併用するサービスを利用するプランを作成する場合は、介護予防支援としてのケアプランを作成し、総合事業のケアマネジメントの実施件数としては計上しない。

(2) 予防給付から総合事業への移行や、状態の悪化に伴う介護給付への移行等を一貫・継続したケアマネジメントのもとに実施する。

2. 総合相談支援事業

(1) 地域包括支援ネットワークの構築及び推進

① 支援を必要とする高齢者を把握し、保健医療福祉サービスをはじめとする適切な支援に繋ぎ、継続的な見守りを行う。区民、民政・児童委員、保健・福祉・医療サービス事業者、地域における支え合い活動、ボランティア、各種行政機関等、地域における様々な社会資源が有機的に連携し合えるような地域包括支援ネットワークを構築する。

② 地域の関係者間における顔の見える関係づくりを進め、地域における支援体制づくりや、地域における自助体制の醸成等を目的とした地域のネットワークづくりを進めるなど、地域づくりの推進に主体的に取り組む。

③ ネットワークの構築にあたっては、地区包括ケア会議を開催するとともに、社会資源マップの作成等により活用可能な機関、団体等の把握を行い、地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。

④ 出張所・まちづくりセンターや総合支所の保健福祉課、社会福祉協議会と連携しながら、地区包括ケア会議を活用するなどして、地域における見守りのためのネットワークづくりに取り組む。

(2) 実態把握

① 地域におけるネットワークの活用のほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集により、担当区域における

高齢者の心身の状況及び家族の状況等の実態を把握する。

- ②担当区域の高齢者の基礎的事項、把握した内容等を利用者基本台帳に記録し、整備する。
- ③担当区域における生活実態が未把握の高齢者へ訪問活動を行い、利用者基本情報台帳を整備し、必要に応じてモニタリングを実施する。
- ④高齢者への戸別訪問 年間実施目標件数 松沢 800件
経堂 1200件

(3) 総合相談

- ①電話、来所（面接）、訪問、FAX等による各種相談、状況把握。専門的または緊急の対応が必要かを判断し、必要な情報提供、適切で専門的な機関やサービスに繋げるなど総合的に対応する。
- ②支援を必要とする高齢者がいた場合は、適切な医療、介護、生活支援、予防等のサービスにつなげる。
- ③緊急の対応が必要な場合、保健福祉課、健康づくり課、生活支援課等及び関係機関と連携を図り、問題の解決に向けて迅速な判断を行う。
- ④高齢者の基礎的事項、把握した内容、相談内容、支援及び対応結果等を利用者基本台帳、経過記録表に記録する。
- ⑤苦情等を受付・対応した場合には、保健福祉課へ速やかに報告する。
- ⑥高齢者に関する相談のみならず、その家族等に関する相談についても傾聴し、適宜、必要な支援に結びつける。
- ⑦安否確認の相談や連絡が入った場合は、保健福祉課とも連携しながら、他の業務に優先して、その確認業務に取り組む。

(4) 地域住民に対する広報

支援センターの業務を適切に実施するため、地域において支援センターの役割等を周知する。

(5) 見守り体制の構築

民生・児童委員、町会・自治会、高齢者クラブ、社会福祉協議会等、地域の団体や地域で活動する人々と連携し、ひとり暮らし高齢者等で援助を必要とする者を地域全体で見守る体制を整える。

(6) 食の自立支援に向けたアセスメントの実施

高齢者配食サービスの利用者に対し、食の自立支援に向けた健康状況や食に関する状況（アレルギーの有無等）について把握することを目的としたアセスメント（訪問調査）を実施する。

年間実施目標件数 松沢 47件
経堂 58件

(7) 総合事業の利用

- ①介護予防に関するサービスの利用相談を受け付けた場合は、介護予防・生活支援サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業等について説明を行う。この

場合において、介護予防・生活支援サービス事業については、その目的や内容、手続き等について、十分説明を行うとともに、次に掲げる事項について、説明を行う。

ア．介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という）を省略して、基本チェックリストを用いて事業対象者の要件を確認することにより、迅速な介護予防・生活支援サービス事業を可能であること。

イ．事業対象者となった後、又は介護予防・生活支援サービス事業の利用開始後においても、必要なときは要介護認定等の申請が可能であること。

- ②基本チェックリストによる事業対象者の要件の確認を受けようとする者に対しては、基本チェックリストを実施すること。
- ③前号の確認は、原則として本人との面接により行うこと。ただし、本人が入院中である、相談窓口が遠い、外出に支障がある等の場合は、電話又は家族の来所による相談に基づき、本人の状況及び相談の目的等を聞き取ること。
- ④要支援認定者（指定介護予防支援の対象者を除く）又は基本チェックリスト該当者が介護予防ケアマネジメントを受けることを希望する場合は、別に定める介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届を提出させること。

3. 権利擁護業務

(1) 高齢者に対する虐待の防止及び養護者の支援

- ①高齢者及び養護者に対して相談、指導及び助言。また、養護者の負担軽減のため、その他必要な措置を講ずる。
- ②養護者または介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等を受けた場合は、速やかに保健福祉課に報告し、その指示に従う。報告にあたっては、高齢者虐待事例発見・支援シート等の区が定める書類を提出する。
- ③前号の場合、保健福祉課の指示により速やかに当該高齢者の安全及び事実を確認し、虐待防止等の対応を図る。
- ④虐待を早期に発見するための手段として、地域における様々なネットワークを積極的に活用する。

(2) 成年後見制度

高齢者、家族、関係機関等からの相談や実態把握により、その高齢者の判断能力が不十分で、独力では下記の行為が困難な場合には、成年後見制度に関する情報提供や申立て支援を行い、必要に応じて成年後見センターに繋ぐ。

- ①医療機関の受診や入所契約等の福祉サービス利用の契約
- ②預貯金の管理や公共料金の支払い等の財産管理
- ③悪質な訪問販売、電話セールスによる本人にとって不利益となる契約の取消
- ④遺産相続等の法律的な手続き、等

さらに、成年後見制度の利用が必要であっても、申立てについて下記のような問題がある場合には、状況等を整理し保健福祉課に報告する。

- ①申立てを行える親族がいないと思われる場合
- ②親族がいても申立てを行う意志がない場合
- ③虐待等により親族による申立てが適切ではない場合、等

(3) 消費者被害の防止

- ①消費者被害を未然に防止するため、区消費生活課、消費生活センターと随時情報交換を行う。
- ②消費者被害に関する問題が発生している又はその恐れがあると認められる場合には、区消費生活課、消費生活センターと連携を図り、必要な支援を行う。
- ③必要に応じて、民生・児童委員、介護支援専門員等に情報提供を行う。

(4) 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的な課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合、既存のサービス等では適切なものが見つけにくい場合等、その対応が困難な事例を把握した場合には、支援センターの職員が連携し、対応策の検討を行い、保健福祉課等関係機関と連携を図り、必要な措置をとる。

4. 包括的・継続的マネジメント

(1) 包括的・継続的マネジメント体制の構築

支援が必要な高齢者に対して包括的、継続的な支援を提供していくために、日頃から、地区包括ケア会議の開催その他の方法により、地域の医療機関、介護保険のサービス事業所、介護保険施設、区が行う保健・医療や福祉サービスの担当課、地域住民による自主的なボランティア活動やインフォーマルなサービスを実施する機関等の多職種・多機関との連携を図るとともに、サービス担当者会議の開催支援や、入院（入所）・退院（退所）時の連携等、必要な支援を行う。

(2) 介護支援専門員に対する個別支援

担当地区の介護支援専門員に対して、そのケアマネジメント力を高めるために次に掲げる必要な支援を行う。必要に応じて、保健福祉課等と協働し対応する。

- ①担当地域の介護支援専門員や指定居宅介護支援事業所の把握及び必要に応じた援助
- ②施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築
- ③指定居宅介護支援事業所・介護保険施設等の介護支援専門員に対する相談対応、研修の実施及びサービス担当者会議の開催支援
- ④支援困難事例に対する事例検討会開催等の支援
- ⑤介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- ⑥個別のケアプランの作成指導

5. 一般介護予防事業

(1) 介護予防対象者の把握業務

- ①戸別訪問等の実態把握をはじめとした総合相談支援の対象者、85歳以上（88歳

を除く) のひとり暮らし及び高齢者のみ世帯で区が提供するリストの掲載者、介護予防普及啓発講座(いきいき講座、はつらつ介護予防講座等)参加者など、様々な対象者と面接し、その中から閉じこもり等支援を要する者を把握し、介護予防活動へとつなげる。

上記により把握した者の中に日常生活上の支援が必要と思われる者がいたときは、適宜、基本チェックリストを実施し、必要に応じて介護予防・日常生活支援総合事業への参加を勧奨する。

(2) 介護予防普及啓発講座の実施

- ①介護予防対象者の早期発見及び介護予防の推進のため、主に高齢者の生活に密着した問題の解決方法等の講義を行う介護予防普及啓発講座(いきいき講座等)や、介護予防活動支援を実施する。
- ②出張所・まちづくりセンター等において、主に簡単な運動を行うことによる介護予防普及啓発講座(はつらつ介護予防講座)を、事業委託先である事業者と協力して実施する。また、必要に応じて福祉相談を実施する。
- ③その他、様々な機会を通じて、区民に対して介護予防の普及啓発を行う。

(3) あんしんすこやかセンターボランティアの活用

- ①介護予防ボランティア及び見守りボランティアに関する登録及びはつらつ介護予防講座等で活動する際に必要な調整を行う。
- ②シニアボランティアポイント事業(仮称)として、Vスタンプの管理や介護予防ボランティアに対するポイントの付与等必要な業務を行う。
- ③区が実施するあんしんすこやかセンターボランティア研修について、必要に応じて運営協力を行う。

(4) その他

- ①はつらつ介護予防講座の修了者等、地域の高齢者からの要請に基づき、運動等による介護予防を目的とした自主グループの立ち上げを進めるとともに、区に運動指導員の派遣を依頼する等、活動を支援する。
- ②自主グループ、高齢者クラブ及び自治会・町会等の団体が開催する介護予防に関する講座において、当団体の要望に応じて、介護予防に関する講話を行う。また、必要に応じて、区に運動指導員等の派遣を依頼する等、当該講座を効果的に行うための調整を行う。

6. 認知症ケアの推進

認知症専門相談員(すこやかパートナー)が中心となって、次のとおり認知症専門相談(もの忘れ相談)業務を実施する。

(1) 認知症に関わる相談(もの忘れ相談)の実施

- ①医療・受診に関すること
- ②本人や家族への支援(適切なケア、福祉サービス等の相談・助言等)
- ③孤立・ひとり暮らし高齢者等、地域からの相談(実態把握・見守り支援等)

④相談業務を通し、地域の関係者との連携を深めるとともに、地区包括ケア会議その他の機会を活かし、もの忘れ相談の周知を行う。

(2) もの忘れチェック相談会の実施

①実施会場のある総合支所管轄地域内の支援センターの認知症専門相談員は、もの忘れチェック相談会の運営に従事し、医師相談の同席や医師相談後の個別指導、事業終了後のモニタリングを行う。

②事業利用者本人や家族に対し、介護予防や認知症等に関する事業を活用して支援を行う。

(3) 認知症初期集中支援チーム事業

①認知症専門相談員または事業利用者の担当職員は、認知症初期集中支援チーム事業の対象者を把握（年間3名程度）した場合は、所定の様式により事例を区に連絡するとともに、「チーム員会議」に出席する。

②事業の円滑な実施に向けて、保健福祉課や事業委託先である事業者（担当看護師等）との連携を図る。

(4) 認知症高齢者の家族支援。

(5) 認知症や認知症予防活動に関する普及啓発。

(6) 認知症に関する事業の活用による医療機関や事業所等関係機関との連携。

(7) その他詳細については、区「認知症・うつに関する事業マニュアル」により実施する。

7. あんしん見守り事業

見守りコーディネーターが中心となって、地域の中で社会的孤立の恐れのある高齢者や見守りを希望する高齢者に対し、次のとおり実施する。

(1) 見守り訪問及び見守り相談。

(2) 見守りコーディネーターは、次に掲げることを行う。

①見守り訪問及び見守り相談の実施管理。

②地区の見守りサービスに関する情報の集約。

③見守りが必要な高齢者のフォローリストの作成。

④見守りボランティア事業として、見守りボランティアの登録及び訪問派遣等の活動に必要な調整。

⑤シニアボランティアポイント事業（仮称）として、Vスタンプの管理や見守りボランティアに対するポイントの付与等、必要な業務を行う。

⑥あんしん見守り事業や見守りボランティア事業の円滑な実施に向けて、管轄の出張所、まちづくりセンター、保健福祉課及び関係機関等との連携を図る。

⑦その他見守りに関する業務の進行管理。

(3) その他詳細については、区「あんしん見守り事業マニュアル」「見守りボランティアの手引き」により実施する。

8. 住宅改修相談業務

高齢者向けに居室等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行う。

なお、担当介護支援専門員及び介護予防支援の担当職員がいない要支援認定者について、住宅改修が必要であると判断した場合は、事前に身体状況の確認・家屋の調査を行い、施工事業者と十分に連絡調整をしたうえで、介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成する。

9. 福祉用具購入・貸与相談業務

介護保険福祉用具の購入・貸与を行おうとする者に対して、福祉用具利用に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行う。

10. 介護保険制度に関する相談・申請受付及び区保健福祉サービスの申請受付業務

- (1) 区保健福祉サービスの申請受付（代行）、申請内容確認、利用調整。
- (2) 介護保険制度による要支援・要介護認定、更新、区分変更申請等及び介護予防・生活支援サービスに係る諸手続。

11. 障害者等、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援業務

- (1) 障害者や難病・精神疾患の者（以下「障害者等」という）、子育て家庭（妊娠中の者がいる家庭を含む。以下同じ）、生活困窮者その他身近な困りごとを抱えた者からの相談を受け付け、一次相談窓口として、相談内容に応じた適切な情報提供、支援等を行う。

相談を受けた場合は、適宜、相談対象者のアセスメントを行うとともに、必要な支援が受けられるよう情報提供を行い、又は相談内容に応じた相談支援先（保健福祉課、生活支援課、子ども家庭支援センター、健康づくり課、出張所・まちづくりセンター、社会福祉協議会、指定特定相談支援事業所等）に繋いでいく。及び必要に応じてこれらの支援先と連携、分担をして支援を行う。

本業務の対象となる相談は、次のとおりとする。

- ① 障害者等に係る次の相談
 - ア 各種手帳の取得方法等
 - イ 障害者向けサービスの利用
 - ウ 手当、年金、医療助成等
 - エ 虐待や緊急対応
 - オ 精神保健、難病等
 - カ その他障害者に係る身近な相談
- ② 子育て家庭に係る次の相談

- ア 母子保健や子育てに係る相談
 - イ 子育て家庭向けサービスの利用
 - ウ 保育園の入園
 - エ 手当、医療助成等
 - オ 虐待や緊急対応
 - カ その他子育て家庭に係る身近な相談
- ③ 生活困窮者等に係る次の相談
- ア 生活困窮者による生活相談
 - イ その他の身近な生活相談

1 2. 大地震等の災害が発生した際の対応

- (1) 発災後、72時間以内を目途に管内の高齢者（見守りが必要な高齢者、その他災害弱者等）について安否確認に努める。
- (2) (1)に規定する安否確認に備え、災害時におけるフォロー者リストを作成し、紙形式で保管するとともに、日頃から地域（出張所、まちづくりセンター、総合支所の保健福祉課、民生委員、町会、事業所等）の連携づくりに取り組む。
- (3) (1)の規定によるほか、区災対地域本部避難支援班からの要請があった場合は、同班の指示のもと、災害時要援護者の安否確認等を行う。
- (4) 各支援センターは業務継続計画を作成する等、非常時の態勢を整備する。

1 3. 会議の開催業務

地区包括ケア会議（地区版地域ケア会議）

行政職員、センター職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、社会福協議会等から構成される次に掲げる会議（「地区包括ケア会議」という）を開催し、事例検討の積み重ね等によるケアマネジメント力の向上や地域課題の把握から解決に向けた取り組みを行う。必要に応じて、他の支援センター等と合同で開催することができる。

- (1) 個別ケースの支援内容の検討を通じた
 - ①地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援。
 - ②高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築。
 - ③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握。
- (2) その他、地域づくりや地域資源の開発、区の政策立案に資するための会議など、地域の実情に応じて必要と認められる会議。

1 4. 会議等の出席

- (1) 区介護予防・地域支援課が開催する区包括ケア会議（スキルアップ会議等）。
- (2) 保健福祉課が開催する高齢者地域ケア連絡会（地域版地域ケア会議）。

- (3) その他区等が開催する高齢者虐待、成年後見制度、認知症、あんしん見守り事業、医療・介護の連携及び地域密着型サービスの運営推進等に係る会議・研修・連絡会で、地域包括支援センター業務に関連するものについては、区等の要請に基づき出席する。

15. 実績報告等

(1) 受託者の報告

事業運営にあたっては、毎月各支援センターの業務の実績を取りまとめ、区が定める様式により翌月15日までに、年度末は直ちに、介護予防・地域支援課へ提出する。

(2) 各支援センターの報告

各支援センターは、区が定める「実績報告作成マニュアル」により委託業務に関する実績報告書を毎月作成し、翌月15日までに、年度末は直ちに、介護予防・地域支援課へ提出する。

(3) 特別報告

次の各号に該当する状況が発生したときは、応急措置をとるとともに、直ちにその状況を区に報告し、その指示に従う。

- ①非常災害その他の事故により、委託事業の遂行が困難になったとき。
- ②委託業務に際して、利用者その他住民等に事故があったとき。
- ③その他委託事業に支障をきたす事態が発生したとき。

(4) その他

- ①不審死等の報道機関における関心事の発生に関する情報は、速やかに介護予防・地域支援課へ報告する。
- ②前項のほか、区の指示に従い、必要な報告を行う。

II. 居宅介護予防支援事業

介護予防支援事業所として、要支援の方のうち、介護保険の予防給付のみ、又は、予防給付と総合事業を併用する方を対象に、予防給付における介護予防居宅サービス計画を作成する。

予定件数 松沢 月、約200件
経堂 月、約300件

なお、上記予定件数のうち一定程度を地域のケアマネージャーへ再委託する予定である。

平成28年度 資金収支予算内訳表(当初予算)

法人名:ふきのとうの会

(自)平成26年4月1日 (至)平成27年3月31日

(単位:円)

科目	会計区分	法人合計	社会福祉 事業区分	本部会計	デイホーム 赤 堤	デイホーム 桜 丘	ふきのとう デイホーム	公 益 事業区分	松 沢 地域包括	経 堂 地域包括	アンジェリカ ハイツ
事業活動による収支											
事業活動による収入											
介護保険事業収入		406,140,000	294,450,000		126,450,000	118,670,000	49,330,000	111,690,000	50,230,000	61,460,000	
居宅介護料収入		183,150,000	183,150,000		70,600,000	67,550,000	45,000,000				
地域密着型介護料収入		59,700,000	59,700,000		30,000,000	29,700,000					
居宅介護支援介護料収入		34,720,000	4,000,000		4,000,000			30,720,000	12,220,000	18,500,000	
利用者等利用料収入		21,110,000	21,110,000		8,860,000	7,920,000	4,330,000				
その他の事業収入		2,610,000	2,610,000		1,090,000	1,520,000					
受託事業収入		104,850,000	23,880,000		11,900,000	11,980,000		80,970,000	38,010,000	42,960,000	
公益事業収入		7,700,000						7,700,000			7,700,000
補助金事業収入		200,000						200,000			200,000
住宅入居者負担金収入		7,500,000						7,500,000			7,500,000
借入金利息補助金収入		620,000	620,000	620,000							
経常経費寄附金収入		355,000	355,000	300,000	10,000	40,000	5,000				
受取利息配当金収入		42,000	30,000	10,000	5,000	10,000	5,000	12,000	1,000	1,000	10,000
その他の収入		6,190,000	6,010,000	20,000	2,780,000	3,200,000	10,000	180,000	10,000	10,000	160,000
受入研修費収入		30,000	30,000		10,000	20,000					
利用者等外給食費収入		5,860,000	5,860,000		2,700,000	3,160,000					
雑収入		300,000	120,000	20,000	70,000	20,000	10,000	180,000	10,000	10,000	160,000
事業活動収入計(1)		421,047,000	301,465,000	950,000	129,245,000	121,920,000	49,350,000	119,582,000	50,241,000	61,471,000	7,870,000
事業活動による支出											
人件費支出		263,525,000	186,430,000	12,580,000	79,820,000	63,850,000	30,180,000	77,095,000	34,370,000	42,370,000	355,000
職員給料支出		161,880,000	112,210,000	5,510,000	51,170,000	39,930,000	15,600,000	49,670,000	22,420,000	27,250,000	
職員賞与支出		28,490,000	17,950,000	640,000	8,130,000	6,650,000	2,530,000	10,540,000	4,600,000	5,940,000	
非常勤職員給与支出		34,790,000	29,900,000	5,240,000	8,560,000	7,650,000	8,450,000	4,890,000	1,980,000	2,560,000	350,000
退職給付支出		5,770,000	3,940,000	270,000	1,700,000	1,520,000	450,000	1,830,000	850,000	980,000	
法定福利費支出		32,595,000	22,430,000	920,000	10,260,000	8,100,000	3,150,000	10,165,000	4,520,000	5,640,000	5,000
事業費支出		44,180,000	44,180,000		17,580,000	18,270,000	8,330,000				
給食費支出		19,450,000	19,450,000		7,850,000	7,350,000	4,250,000				
介護用品費支出		250,000	250,000		20,000	210,000	20,000				
保健衛生費支出		1,150,000	1,150,000		570,000	480,000	100,000				
教養娯楽費支出		2,480,000	2,480,000		1,100,000	1,030,000	350,000				
水道光熱費支出		12,940,000	12,940,000		4,150,000	6,440,000	2,350,000				
消耗器具備品費支出		4,190,000	4,190,000		1,800,000	1,890,000	500,000				
賃借料支出		1,650,000	1,650,000		930,000	270,000	450,000				
車両費支出		2,000,000	2,000,000		1,100,000	600,000	300,000				
雑支出		70,000	70,000		60,000		10,000				
事務費支出		80,906,000	63,341,000	2,221,000	26,160,000	24,545,000	10,415,000	17,565,000	6,735,000	9,460,000	1,370,000
福利厚生費支出		1,711,000	1,311,000	41,000	560,000	540,000	170,000	400,000	200,000	200,000	
旅費交通費支出		400,000	290,000	180,000	50,000	20,000	40,000	110,000	60,000	50,000	
研修研究費支出		415,000	245,000		100,000	75,000	70,000	170,000	70,000	90,000	10,000
事務消耗品費支出		1,790,000	930,000	10,000	300,000	420,000	200,000	860,000	550,000	310,000	
印刷製本費支出		1,690,000	1,110,000	10,000	640,000	440,000	20,000	580,000	400,000	170,000	10,000
水道光熱費支出		315,000						315,000	155,000	160,000	
修繕費支出		915,000	855,000	10,000	450,000	250,000	145,000	60,000	10,000	20,000	30,000
通信運搬費支出		3,100,000	1,650,000	10,000	860,000	480,000	300,000	1,450,000	770,000	650,000	30,000
会議費支出		325,000	295,000	250,000	30,000	10,000	5,000	30,000	10,000	10,000	10,000
広報費支出		790,000	790,000		450,000	170,000	170,000				
業務委託費支出		47,470,000	35,310,000		14,410,000	13,600,000	7,300,000	12,160,000	4,200,000	7,350,000	610,000
手数料支出		2,110,000	1,900,000	70,000	700,000	600,000	530,000	210,000	80,000	100,000	30,000
保険料支出		3,470,000	3,390,000	420,000	1,400,000	1,160,000	410,000	80,000	20,000	20,000	40,000
賃貸料支出		360,000	80,000		10,000	60,000	10,000	280,000	80,000	190,000	10,000
土地・建物賃貸料支出		280,000	280,000	280,000							
租税公課支出		580,000	230,000	60,000	60,000	50,000	60,000	350,000			350,000
保守料支出		5,980,000	5,650,000	450,000	1,910,000	2,550,000	740,000	330,000	70,000	70,000	190,000
渉外費支出		390,000	360,000	280,000	60,000	10,000	10,000	30,000	10,000	20,000	
諸会費支出		375,000	325,000	140,000	100,000	80,000	5,000	50,000	20,000		30,000
ボランティア経費支出		8,250,000	8,250,000		4,050,000	4,000,000	200,000				
雑支出		190,000	90,000	10,000	20,000	30,000	30,000	100,000	30,000	50,000	20,000
利用者負担軽減額		290,000	290,000		190,000	100,000					
支払利息支出		2,400,000	1,590,000	1,590,000				810,000			810,000
その他の支出		5,820,000	5,650,000		2,700,000	2,940,000	10,000	170,000		10,000	160,000
利用者等外給食費支出		5,630,000	5,630,000		2,700,000	2,930,000					
雑支出		190,000	20,000			10,000	10,000	170,000		10,000	160,000
事業活動支出計(2)		397,121,000	301,481,000	16,391,000	126,450,000	109,705,000	48,935,000	95,640,000	41,105,000	51,840,000	2,695,000
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		23,926,000	-16,000	-15,441,000	2,795,000	12,215,000	415,000	23,942,000	9,136,000	9,631,000	5,175,000
施設整備等による収支											
施設整備等による収入											
施設整備等補助金収入		0	0					0			
施設整備等収入計(4)		0	0					0			
施設整備等による支出											
設備資金借入金元金償還支出		8,680,000	6,680,000	6,680,000				2,000,000			2,000,000
固定資産取得支出		0	0					0			
施設整備等支出計(5)		8,680,000	6,680,000	6,680,000	0	0		2,000,000			2,000,000
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-8,680,000	-6,680,000	-6,680,000	0	0		-2,000,000			-2,000,000
その他の活動による収支											
その他の活動による収入											
事業区分間繰入金収入		18,000,000	18,000,000	18,000,000							
拠点区分間繰入金収入		9,000,000	9,000,000	8,000,000			1,000,000				
その他の活動収入計(7)		27,000,000	27,000,000	26,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0
その他の活動による支出											
積立資産支出		2,970,000	2,070,000	70,000	910,000	790,000	300,000	900,000	450,000	450,000	
事業区分間繰入金支出		18,000,000						18,000,000	7,000,000	8,000,000	3,000,000
拠点区分間繰入金支出		9,000,000	9,000,000	1,000,000		8,000,000					
その他の活動支出(8)		29,970,000	11,070,000	1,070,000	910,000	8,790,000	300,000	18,900,000	7,450,000	8,450,000	3,000,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-2,970,000	15,930,000	24,930,000	-910,000	-8,790,000	700,000	-18,900,000	-7,450,000	-8,450,000	-3,000,000
予備費支出(10)		12,276,000	9,234,000	2,809,000	1,885,000	3,425,000	1,115,000	3,042,000	1,686,000	1,181,000	175,000
当期資金収支差額合計(11)=3+6+9-10)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期末支払資金残高(12)		55,046,935	41,004,276	11,851,534	9,231,276	19,113,802	807,664	14,042,659	3,216,442	9,400,734	1,425,483
当期末支払資金残高(13)=11+12)		55,046,935	41,004,276	11,851,534	9,231,276	19,113,802	807,664	14,042,659	3,216,442	9,400,734	1,425,483